

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 項目別説明資料

資料5

※事業：放課後児童健全育成事業  
 ※事業者：放課後児童健全育成事業者  
 ※事業所：放課後児童健全育成事業所

※従：従うべき基準  
 ※参：参酌すべき基準

条	項目	内容	基準	瑞浪市の基準案
1	趣旨	・児童福祉法第34条の8の2第1項に基づき、最低基準を定める。	-	国の基準どおり
2	最低基準の目的	・事業を利用する児童が、適切な訓練を受けた職員の支援等により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	-	国の基準どおり
3	最低基準の向上	・市長は、保護者等の意見を聴き、事業者に対して、設備等を最低基準を超えて向上させるよう勧告できる。 ・市は、最低基準を常に向上させるように努める。	-	国の基準どおり
4	最低基準と放課後児童健全育成事業者	・事業者は、設備等を最低基準を超えて向上させなければならない。	-	国の基準どおり
5	放課後児童健全育成事業の一般原則	・小学校に就学している児童のうち保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対して、自主性、社会性、創造性の向上、基本的生活習慣の確立、健全育成を目的とする。 ・利用者の人権に配慮し、人格を尊重する。 ・地域社会との交流と連携を図り、保護者や地域社会に運営内容を適切に説明する。 ・運営内容についての自己評価及び結果の公表を行う。 ・事業を行う場所は採光や換気など利用者の保健衛生や危害防止に十分な考慮を払う。	参	国の基準どおり
6	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	・事業者は、非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する計画を立案する。 ・避難訓練、消火訓練を定期的に行う。	参	国の基準どおり
7	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	・事業者の職員は、健全な心身等を持ち、児童福祉に対して熱意のある者で、事業の理論等について訓練を受けた者とする。	参	国の基準どおり
8	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	・事業者の職員は、自己研さんに励むとともに、必要な知識・技能の修得、維持、向上に努める。 ・事業者は、職員の研修の機会を確保する。	参	国の基準どおり

9	設備の基準	<p>・事業所には、遊びや生活の場などの機能を備えた専用区画を設け、必要な設備及び備品などを備えなければならない。</p> <p>・専用区画の面積は、児童1人につき1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>・専用区画、設備、備品などは開所時間帯において事業のために使用できるものでなければならない。(利用者に支障がない場合を除く。)</p> <p>・専用区画、設備、備品などは衛生と安全が確保されたものでなければならない。</p>	参	国の基準どおり
10	職員	第1項 事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。	従	国の基準どおり
		第2項 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除いて補助員とすることができる。		国の基準どおり
		<p>第3項 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもので、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育士の資格を有する者</li> <li>2. 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>3. 高等学校を卒業した者などで、2年以上児童福祉事業に従事したものの。</li> <li>4. 幼稚園や学校などの教諭となる資格を有する者</li> <li>5. 大学において、社会福祉学、心理学などを専修する学科、これらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>6. 大学において、社会福祉学、心理学などを専修する学科などにおいて優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院の入学が認められた者</li> <li>7. 大学院において、社会福祉学、心理学などを専攻する研究科、これらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>8. 外国の大学において、社会福祉学、心理学などを専修する学科、これらに相当する課程を修めて卒業した者。</li> <li>9. 高等学校の卒業生などで、2年以上の期間、事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの。</li> </ol>		国の基準どおり
		第4項 支援の単位は、事業における支援であり、複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。1つの支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。ただし、 <b>利用者に支障がない場合は、この限りでない。</b>	参	⇒瑞浪市の基準として、「ただし、 <b>利用者に支障がない場合は、この限りでない。</b> 」という記述を付加した。 理由としては、小学校の規模・児童数に偏りがあり、一律に40人以下とすることは適当でない判断した。
第5項 放課後児童支援員と補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に従事する(利用者の支援に支障がない場合を除く)	従	国の基準どおり		

11	利用者を平等に取り扱う原則	・利用者の国籍、信条、社会的身分による差別を禁止する。	参	国の基準どおり
12	虐待等の禁止	・利用者への虐待、心身に有害ない影響を与える行為を禁止する。	参	国の基準どおり
13	衛生管理等	・設備、食器、飲用に供する水の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。 ・感染症、食中毒の発生、まん延の防止措置を講ずる。 ・必要な医薬品を常備し、適正な管理を行う。	参	国の基準どおり
14	運営規程	事業所は、次の事項についての運営規程を定める。 1. 事業目的・運営方針 2. 職員の職種・人数・職務内容 3. 開所日・時間 4. 支援内容、保護者が支払う額 5. 利用定員 6. 事業の実施地域 7. 利用の留意事項 8. 緊急時の対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待防止措置 11. その他運営に関する重要事項	参	国の基準どおり
15	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	・職員、財産、収支、利用者の処遇状況の帳簿を整備する	参	国の基準どおり
16	秘密保持等	・業務上知り得た利用者や家族の秘密を保持する ・職員であった者が業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる	参	国の基準どおり
17	苦情への対応	・利用者、保護者からの苦情に対応するために、受付窓口等の設置など必要な措置を講ずる。 ・事業者は、市から指導、助言を受けた場合には必要な改善を行う。	参	国の基準どおり

18	開所時間及び日数	<p>第1項 開所する時間は事業所ごとに決定する。</p> <p>1. 小学校授業休業日は1日8時間以上</p> <p>2. 小学校授業休業日以外の日は1日5時間以上</p>	参	<p>⇒国の基準では、小学校休業日以外の開所時間は「1日3時間以上」となっているが、瑞浪市の基準として「1日5時間以上」とした。</p> <p>理由としては、瑞浪市の放課後児童クラブは12時30分までには開所しており、開所時間については19時となっているため、「3時間以上」から「5時間以上」へとしても十分対応できると判断した。</p>
		<p>・開所日数は事業所ごとに決定する。</p>	参	<p>⇒国の基準である「1年につき250日以上」という部分を削除した。</p> <p>理由としては、瑞浪市においては、夏休みと春休みのみ開所している季節学童クラブがあるため、250日以上という基準が合わないと判断した。</p>
19	保護者との連絡	<p>・保護者と密接な連携をとり、利用者の健康や行動を説明して、保護者の理解と協力を得るように努める。</p>	参	国の基準どおり
20	関係機関との連携	<p>・市、児童福祉施設、通学する小学校との密接な連携をとる。</p>	参	国の基準どおり
21	事故発生時の対応	<p>・事故が発生した場合は、市や保護者等に連絡し必要な措置を講じる。</p> <p>・賠償すべき事故が発生した場合は、迅速に損害賠償を行う。</p>	参	国の基準どおり
22	委任	<p>施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	参	国の基準どおり
附則	施行期日	<p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。</p>	参	国の基準どおり
	職員の経過措置	<p>第10条第3項の県が行う研修を修了した者は、平成32年3月31日までに終了する予定者を含む。</p>	従	国の基準どおり